



Title	アメリカ合衆国対外関係法第4リストメント (3)
Author(s)	対外関係法第4リストメント研究会
Citation	阪大法学. 2025, 75(3), p. 199-226
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/102810">https://doi.org/10.18910/102810</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## アメリカ合衆国対外関係法 第4リストメント（3）

対外関係法第4リストメント研究会／訳

### 目 次

第4編 管轄権、国家免除、及び、裁判

前注

401条 管轄権の種類

コメント

報告者注 [抄訳]

第1章 規律管轄権

前注

A節 合衆国による規律管轄権の行使

402条 規律管轄権に関する合衆国の国家実行

コメント

報告者注 [抄訳]

403条 連邦憲法上の制限

コメント

報告者注 [抄訳]（以上、75巻1号）

404条 域外適用否定の推定

コメント

報告者注 [抄訳]

405条 解釈における相当性

コメント

報告者注 [抄訳]

406条 國際法に合致した解釈

コメント

報告者注 [抄訳]

B節 規律管轄権を定める慣習國際法

407条 規律管轄権を定める慣習國際法

## 資料

- コメント  
報告者注〔抄訳〕
- 408条 領域を根拠とする管轄権  
コメント  
報告者注〔抄訳〕
- 409条 効果を根拠とする管轄権  
コメント  
報告者注〔抄訳〕(以上、75巻2号)
- 410条 能動的属人性を根拠とする管轄権  
コメント  
報告者注〔抄訳〕
- 411条 受動的属人性を根拠とする管轄権  
コメント  
報告者注〔抄訳〕
- 412条 保護原則を根拠とする管轄権  
コメント  
報告者注〔抄訳〕
- 413条 普遍的管轄権  
コメント  
報告者注〔抄訳〕
- 第2章 裁判
- A節 民事事件における裁判管轄権
- 421条 事項管轄権  
コメント  
報告者注〔抄訳〕
- 422条 人的管轄権 [Personal Jurisdiction]  
コメント  
報告者注〔抄訳〕(以上、本号)

### 410条 能動的属人性を根拠とする管轄権

国際法は、国家が、その領域外にいるその国民の行為、利益、身分及び関係に関する法規を定める管轄権を認める。

## コメント

### a. 一般原則

国家は、外国にいるその国民(自然人と法人を含む)の行為、利益、身分及び関係に関して、規律管轄権を行使することができる。少なくとも一定の目的のために、居住者に関して、能動的属人性を根拠とする管轄権を行ふる国家がある。能動的属人性を根拠とする管轄権は、規律される者の国籍又は居住に基づくものであり、その規律によって保護しようとする者の国籍に基づくものではない。その者がどこにいようと、国民及び居住者に対する統制を維持するという主権者の利益が、この形式の規律管轄権を正当化するものとなる（報告者注1参照）。

### b. 国籍の確定

個人及びその他の法主体が国家の国籍を享受するかどうかを決定するルールについては、その国家の国内法が定めることが一般的である（報告者注2参照）。自然人に国籍を付与する最も一般的な基礎は、(1)国民との血統（血統主義）と、(2)国家の領域内での出生（生地主義）である。法人の国籍を認める最も一般的な基礎は、(1)法人が設立される国家と、(2)法人がその本拠 [siège social] 又は統括の中心を有する国家である。国家は、船舶に対して国籍を与えるそれぞれの条件を定め、船舶は、その国家の旗を掲げる権利が与えられる国家の国籍を有することになる。航空機の国籍は、登録国によって決定される（報告者注2参照）。

### c. ドミサイル又は居住を根拠とする管轄権

国際法は、国籍だけでなく、ドミサイル又は居住を根拠に、国家が規律管轄権を行使する権利を認めることができてきている。これは、遺言及び相続、離婚及び家族の権利、そして、一定の場合における損害賠償責任に関する法等の「私法」に関する事項について、特に妥当している。しかし、国家は、ドミサイル又は居住を根拠とする刑事上の管轄権等のように、「公法」に関する事項について、そのような規律管轄権を行使していることが増えてきている。

### d. 範囲及び制限

全ての類型の犯罪に関して、能動的属人性を根拠とする管轄権を行使する国

## 資 料

家があるが、多くの国家はこの形式の規律管轄権に制限を定めている。例えば、能動的属人性を根拠とする管轄権の行使を、列挙された犯罪（殺人等）又は最下限の刑罰（3年の拘禁等）が科される犯罪に制限する国家がある。能動的属人性を根拠とする管轄権の行使を、犯罪が行われた法域では刑罰が科されなかった犯罪に制限する国家がある。能動的属人性を根拠とする管轄権に、関係双方の国家で犯罪となること（双罰性）[dual criminality] を条件とする国家がある。すなわち、それらの国家は、その行為が国籍国又は居住国及び行為が行われた国家で違法となることを要求する。これらの制限は、国際法で要求されているものであるというよりも、国際礼讓によるものであるように思われる（報告者注4参照）。

### 報告者注

#### 1. 一般原則

国家は、外国にいるその国民（自然人と法人を含む）の行為、利益、身分及び関係に関して、規律管轄権を行使することができる。少なくとも一定の場合に、国民だけでなく、居住者によって行われた犯罪に対して、能動的属人性を根拠とする管轄権を行使する国家がある（報告者注3参照）。能動的属人性は、最も古く、かつ、論争が最も少ない管轄権の基礎の1つである。国家は、行為が行われた時点で、その国民又は居住者であった者に対してのみ能動的属人性を根拠とする管轄権を行使すると主張されることがある（そうでなければ、「罪法定主義」の原則に違反することになるからである）。しかし、国家実行はさまざまであり、外国人であったが、行為が行われた後に、国民になった、又はその国家の居住者となった者に対して、能動的属人性を根拠とする管轄権を行使する国家もある。

#### 2. 国籍の確定

一般的には、国内法が国籍を付与する基準を定める。自然人に国籍を出生時に付与する最も一般的な2つの基礎は、(1)国民との血縁（血統主義）と、(2)その国家の領域内での出生（生地主義）である。しかし、多くの国家は、帰化のように、その他の基礎も認めている。法人の国籍を判断する最も一般的な2つ

#### アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（3）

の基礎は、(1)法人が設立される国家と、(2)法人がその本拠 [siège social] 又は統括の中心を有する国家である。その設立地又はその事業活動地であることに基づいて、法人に対して国籍を根拠とする管轄権を行使する国家がある。合衆国の当該実務については、402条報告者注7参照。輸出管理の場面で、設立地及び登録された事務所の所在地以外の基準に基づいて能動的属人性を根拠とする管轄権を行使することについて疑問を示す国家がある。国家は、船舶に対して国籍を与えるそれぞれの条件を定め、船舶は、その国家の旗を掲げる権利が与えられる国家の国籍を有することになる。航空機の国籍は、登録国によって決定される。

#### 3. ドミサイル又は居住を根拠とする管轄権

国家は、国籍だけでなく、ドミサイル又は居住を根拠に規律管轄権を行使することが増えてきている。これは、不法行為、契約等の「私法」に関する事項に特に妥当しているが、刑法等の「公法」に関する事項についても一般的であることが増えてきている。居住者を含むように「アメリカ人」を定義する合衆国の制定法の例については、402条報告者注7参照。その国家に永住する無国籍者に対して規律管轄権を行使する国家がある。

#### 4. 範囲及び制限

全ての類型の犯罪に関して、能動的属人性を根拠とする管轄権を行使する国家がある。しかし、多くの国家は、能動的属人性を根拠とする管轄権の行使を、列挙された犯罪、最下限の刑罰が科される犯罪又は犯人引渡しの対象となる犯罪に制限する。

能動的属人性を根拠とする管轄権の行使と、規律管轄権又は裁判管轄権に基づく制限を結びづける国家がある。例えば、関係双方の国家で犯罪となること（双罰性）[dual criminality] という条件を付する国家がある。個人が外国の法域で既に有罪判決を受けている場合には訴追を認めない国家がある（489条報告者注8参照）。能動的属人性を根拠とする管轄権のそのような制限は、慣習国際法において要求されているものであるというよりも、国際礼讓のあらわれとして、国々では理解されているように思われる。

## 資料

### 5. 以前のリストイメント

第3版402条(2)は、慣習国際法における能動的属人性を根拠とする規律管轄権について言及したものである。本条は、同様の文言で同原則をリストイメントするものである。

(北坂 尚洋)

#### 411条 受動的属人性を根拠とする管轄権

国際法は、国家が、その国民に危害を加えるその領域外での一定の行為に関する法規を定める管轄権を認める。

### コメント

#### a. 一般原則

国家は、行為の被害者がその国民であった場合、その国民でない者によって、その領域外で行われた一定の行為に関して、規律管轄権行使することができる。国民に加えて、居住者に対して行われた犯罪について、受動的属人性を根拠とする管轄権行使する国家がある（報告者注1参照）。歴史的には、受動的属人性を根拠とする管轄権は、領域を根拠とする管轄権や能動的属人性を根拠とする管轄権よりも、論争がある。しかし、特に、テロ犯罪に関して、国家はこの形式の規律管轄権行使することが増えてきている（報告者注1参照）。

#### b. 範囲及び制限

全ての類型の犯罪に関して、受動的属人性を根拠とする管轄権行使する国家があるが、多くの国家は、この形式の規律管轄権に制限を定めている。受動的属人性を根拠とする管轄権の行使を、列挙された犯罪（殺人等）又は最下限の刑罰（3年の拘禁等）が科される犯罪に制限する国家がある。受動的属人性を根拠とする管轄権の行使を、犯罪が行われた法域では刑罰が科されなかつた犯罪に制限する国家がある。受動的属人性を根拠とする管轄権行使するためには、関係双方の国家で犯罪となること（双罰性）[dual criminality] を条件とする国家がある。私人によって行われた訴追で、受動的属人性を根拠とする管

## アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（3）

轄権に関するものには、行政又は司法の同意を要求する国家がある。国際法が対象事項に関して制限を要求することがあるが、これらの制限のほとんどは、国際礼讓によるものであるように思われる（報告者注2参照）。

### 報告者注

#### 1. 一般原則

国家は、行為の被害者がその国民であった場合、その国民でない者によって、その領域外で行われた一定の行為に関して、規律管轄権行使することができる。国民に加えて、居住者に対して行われた犯罪に対して、受動的属人性を根拠とする管轄権行使する国家がある。

受動的属人性を根拠とする管轄権は、領域を根拠とする管轄権や能動的属人性を根拠とする管轄権よりも、論争がある。しかし、国家は、特に、国民がその国籍を理由に標的とされる刑事犯罪に関して、受動的属人性を根拠とする管轄権行使することが増えてきている。これらには、テロ犯罪及びその国家の外交使節又はその他職員への攻撃が含まれる。これらの犯罪に関して受動的属人性を根拠とする管轄権を用いることには、ほとんど反対はない。これより広く、受動的属人性を根拠とする管轄権が一般的に受け入れられているかは、はっきりとしない。

#### 2. 範囲及び制限

全ての類型の犯罪に関して、受動的属人性を根拠とする管轄権行使する国家がある。他方、受動的属人性を根拠とする管轄権の行使を、列挙された犯罪に制限する国家もある。多くの国家は、最下限の刑罰が科される犯罪に制限する。受動的属人性を根拠とする管轄権行使する合衆国の例については、402条報告者注8参照。

受動的属人性を根拠とする管轄権行使するために、関係双方の国家で犯罪となること（双罰性）[dual criminality]を条件とする国家がある。受動的属人性を根拠とする管轄権に基づく訴追に、行政又は司法機関の公認を要求する国家がある。受動的属人性を根拠とする管轄権に対する上述の制限は、国際法で要求されているものというよりも、自主的なものであるとして、国々では理

## 資料

解されているように思われる。

### 3. 以前のリストイメント

第3版402条注gは、受動的属人性を根拠とする規律管轄権について言及したものである。国家実行において、その使用が増えてきていることから、本リストイメントは、それを最も一般的に認められている規律管轄権の基礎の1つとして挙げるものである。

(北坂 尚洋)

#### 412条 保護原則を根拠とする管轄権

国際法は、国家が、その国民でない者によるその領域外での一定の行為で、スパイ活動、一定のテロ行為、政府公務員の殺害、国家の公印又は通貨の偽造、公文書の改ざん、領事官面前での偽証及び入管法又は関税法に違反する謀議等、國家の安全又はその他の限定された種類の基本的な国家利益に向けられたものに関する法規を定める管轄権を認める。

## コメント

### a. 一般原則

国家は、外国での一定の行為であって、その国家の対内的若しくは対外的安全又はその他の限定された種類の基本的な国家利益に対する脅威となるものに関して、規律管轄権を行使することができる（報告者注1参照）。

### b. 範囲及び制限

保護原則を根拠とする規律管轄権は、スパイ活動、一定のテロ行為、政府公務員の殺害、国家の公印又は通貨の偽造、公文書の改ざん、領事官面前での偽証及び入管法又は関税法に違反する謀議等の行為を対象とすることには、一般的な合意がある。保護原則は、客観的領域主義又は効果理論を特定の事項に適用するものであると考える者もいるが、国家及び論者は、通常、それを規律管轄権の独立の基礎として取り扱う（報告者注2参照）。

## 報告者注

### 1. 一般原則

国家は、外国での行為で、その国家の対内的若しくは対外的安全又はその他の限定された種類の基本的な国家利益に対する脅威となるものに関して、規律管轄権を行使することができる。規律管轄権のこの原則は、客観的領域主義又は効果理論（408条コメントc、409条コメントa参照）を特定の事項に適用したものであると考えられることがあるが、規律する国家の領域での法違反の構成要素や、現実に生じた又は意図された効果は証明されなくてもよいという点で、規律管轄権のこの原則は、客観的領域主義又は効果理論とは異なる。

### 2. 範囲及び制限

保護原則を根拠とする規律管轄権は、スパイ活動、一定のテロ行為、政府公務員の殺害、国家の公印又は通貨の偽造、公文書の改ざん、領事官面前での偽証及び入管法又は関税法に違反する謀議等の行為を対象とすることには、一般的な合意がある。政府公務員の殺害及び国民を標的にするテロ行為等のいくつかの場合には、保護原則は、受動的属性の原則と重なる場合がある。保護原則を根拠とする管轄権を行使する合衆国の例については、402条報告者注9参照。

### 3. 以前のリストイメント

第3版402条(3)は、慣習国際法における保護原則について言及したものである。本条は、同様の文言で同原則をリストするものであるが、限定された種類の利益が含まれることを強調するため、「基本的な」という語を加えている。

(北坂 尚洋)

### 413条 普遍的管轄権

国際法は、国家と規律される者又は行為との間に特定の関連が存在しない場合であっても、国家が、集団殺害、人道に対する犯罪、戦争犯罪、一定のテロ行為、海賊行為、奴隸取引及び拷問等の普遍的な関心事項についての一定の法違反に関する法規を定める管轄権を認める。

## 資料

### コメント

#### a. 一般原則

国家は、国々によって普遍的な関心事項であると広く認められている法違反に関して、規律管轄権を行使することができる。国家が、実行者、被害者又は法違反が行われた地と特定の関連を有さなくても、国家は、一定の法違反を抑止する際に、国々の普遍的な関心事項であることを根拠に普遍的管轄権を行使することができる。これによれば、国家は、外国人によって、外国人に対してその領域外で行われた法違反に関して、そのような管轄権を行使することができる（報告者注1参照）。

#### b. 条約に基づく管轄権

多くの国家は、拷問及び一定のテロ行為等の重大な国際犯罪に対する管轄権について規定する条約で、個人の国籍又は犯罪地にかかわらず、そのような犯罪の被疑者で、その領域内で見つけられた者を引き渡すか、訴追のために付託するかの義務を含むものを締結している。これらの条約が慣習国際法における普遍的管轄権の証拠を提供するものとなるのか、それとも、単に条約締約国間での管轄権に関する合意であるかについて、学説は分かれている。しかし、国家は、その国内法において、これらの規定の適用を他の締約国の国民に限定することなく、これらの法違反に対して普遍的管轄権を行使することによって、これらの義務を実行することが多い（報告者注2参照）。

#### c. 刑事上の管轄権

普遍的管轄権は、刑事法において十分に確立されている。多くの国家は、集団殺害、人道に対する犯罪、戦争犯罪、一定のテロ行為、海賊行為、奴隸取引及び拷問等の犯罪に関して、普遍的管轄権を行使する規定を、刑事上の制定法の中にはいる。理論的には十分に受け入れられているが、普遍的管轄権に基づく訴追は実務では稀であり、論争となることが多い（報告者注3参照）。

#### d. 民事上の管轄権

国際法においては、刑事法の事項としての普遍的管轄権は十分に受け入れられているが、民事上の普遍的管轄権の許容性及び限界は論争があるままである。一般的には、慣習国際法は、刑事上と民事上の管轄権を明確には区分していない

#### アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント(3)

い(407条注f及び報告者注5参照)。被害者が刑事訴追に民事上の訴えを附帯することを認めたり、独立した民事上の請求を認めたりする国家がある(報告者注4参照)。しかし、民事上の普遍的管轄権行使したり、受け入れたりする国家の例は稀であり、民事上の普遍的管轄権の存在や、それを特定の場合に行使することに反対する国家がある(報告者注4参照)。

##### e. 共通の制限

普遍的管轄権の行使において、次のようなさらなる制限を課す国家がある。すなわち、(1)刑事捜査開始又は裁判手続開始いずれかの前に、被疑者がその領域に所在すること、(2)特定の紛争又は期間中に犯罪が行われたこと、(3)行政又は司法機関による訴追の公認又は承認があること、(4)被疑者が所在する国家又は被疑者の国籍国が、訴追の意思を有し、訴追できる場合には、それらの国家を尊重すること(いわゆる、補完性)が、それである。国際法上の義務というよりも、国際礼讓の考慮が、これらの制限の根拠となっているように思われる(報告者注5参照)。

#### 報告者注

##### 1. 一般原則

国家と規律される者又は行為との間に特定の関連が存在しない場合であっても、国家は、法違反の本質に基づいて、普遍的な関心事項についての法違反に関して、規律管轄権行使することができる。普遍的管轄権は、管轄権行使する国家と規律される者又は行為との間の一定の関連という典型的な要件から離れるものであるので、普遍的管轄権は、その管轄権の存在に合意がある最も重大な法違反に限定される。

判例法及び文献では、「自国の領域にいないまでの普遍的管轄権」[“universal jurisdiction in absentia”]という議論があるが、この概念は、規律管轄権、裁判管轄権及び執行管轄権を誤って混同するものである。普遍的管轄権は、規律管轄権の基礎となるものであり、加害者がその領域に所在するかしないかにかかわらず、行使されうるものである。不在のままの裁判が許されるかどうかは、別の法的問題である。刑事捜査開始、被疑者の訴追、裁判手続開始いずれかの

## 資 料

前等の特定の時点における被疑者の所在を要求することによって、普遍的管轄権の行使を制限する国家がある（報告者注5参照）。しかし、規律管轄権に関する国際的なルールは、この制限を要求するものではない。在廷しないまでの裁判及び裁判管轄権については、427条参照。同様に、民事事件においては、規律管轄権は、対人管轄権の存在とは別の法的問題である（422条参照）。

### 2. 条約に基づく管轄権

国々は、拷問及び一定のテロ行為を含む重大な国際的な法違反に対して規律管轄権を行使することを、それらの国々に要求するさまざまな条約を締結している。

これらの条約のほとんどは、ほぼ同じパターンである。すなわち、条約は、特定の犯罪又は一連の犯罪を定義する。条約は、そのような行為を禁じ、その行為を重い刑罰によって罰することができるようによることを、条約締約国に要求する。そして、条約は、そのような犯罪の被疑者で、その領域内で見つけられた者を、その者の国籍及び犯罪地にかかわらず、引き渡すか、訴追のために付託するかの義務を条約締約国に課す。この義務は、aut dedere aut judicareとして知られているものであり、「引き渡すか、訴追するか」という意味のラテン語である。それは、被疑者を拘束している国家が引き渡さない場合には、拘束している国家に対して、訴追のために、その権限がある当局へ事件を付託することを要求するものである。規律管轄権の存在は、引き渡すか、訴追のために付託するかの義務とは別の問題であり、そして、その管轄権は、普遍的管轄権の原則に基づく場合もあるが、その他の基礎に基づく場合もある。

学者の中には、引き渡すか、訴追のために付託するかの義務は、慣習ではなく、条約に基づいて生じるものであり、条約締約国のみに適用されることを理由に、これらの条約の規定は、普遍的管轄権の証拠にはならないと主張する者がいる。しかし、国々は、条約締約国ではない国家の国民も含んで、一般的に適用する立法の根拠として、これらの条約を用いることが通常であり、それに反対はないことを理由に、これらの条約は普遍的管轄権を間接的に支持するものとなると主張する学者もいる。普遍的管轄権に関する国家実行の直接的な証拠を提供するものは、条約というよりも、国家の立法である。

### 3. 刑事上の管轄権

普遍的管轄権は、刑事法において十分に確立されている。多くの国は、集団殺害、人道に対する犯罪、戦争犯罪、一定のテロ行為、海賊行為、奴隸取引及び拷問等の普遍的な事項の法違反に関して、普遍的管轄権を行使する規定を、刑事上の制定法の中に有している。合衆国の当該実務については、402条報告者注10参照。国々は、法違反の特定の外縁については必ずしも合意することなく、一定の一般的なカテゴリーの法違反（例えば、テロ行為）が普遍的管轄権に服することには広く合意しているのかもしれない。

### 4. 民事上の管轄権

普遍的管轄権は、刑事上の管轄権の場面で発動されることが最も一般的であるが、民事上の側面も有することがある。特に、国々は民事と刑事の区分線を同じ位置に引いておらず、刑事訴追に附帯した民事上の請求を認める国家があることから、普遍的管轄権は刑事と民事の両方の事件に適用されると結論した裁判官及び裁判所がある（451条及び報告者注1参照）。普遍的管轄権に関する合衆国の実務は、いくつかの法違反に関して、独立した民事上の請求を認める（402条報告者注10参照）。

合衆国の外国人不法行為法（ATS），28 U.S.C. § 1330 (2012) 及び拷問被害者保護法（TVPA），28 U.S.C. § 1330 note (2012)に基づいて、合衆国で提起されたいいくつかの事件は、普遍的管轄権の例であると考えられており、論争がある。外国及び法主体の中には、外国人不法行為法に関する事件において、一定の要件を満たすことを条件に、普遍的管轄権の存在を支持する法廷助言書〔amicus brief〕を提出したものもあったが、民事上の普遍的管轄権の行使に反対する法廷助言書を提出した国家もあった。

### 5. 共通の制限

国際法というよりもむしろ、国内法の問題として、国々は、次のような付加的な法的要件を義務づけて、普遍的管轄権の行使を制限する場合がある。

- (1) 刑事捜査開始、被疑者の訴追又は裁判手続開始いずれかの前等の特定の時点において、被疑者がその領域に所在すること。
- (2) 特定の紛争又は期間中に犯罪が行われたこと。

## 資料

- (3) 訴追が、行政又は司法機関によって、開始若しくは承認される、又は終了できるものであること。
- (4) 被疑者が所在する国家又は被疑者の国籍国が、訴追の意思を有し、訴追できる場合には、それらの国家を尊重すること（いわゆる、補完性）又は管轄権を有する国際法廷に服すること。

### 6. 以前のリストメント

第3版404条は、慣習国際法における普遍的規律管轄権について言及したものである。本条は、同様の文言で、かつ、国家実行におけるさらなる発展に照らして、普遍的管轄権の原則をリストメントするものである。

（北坂 尚洋）

## 第2章 裁判

### A節 民事事件における裁判管轄権

#### 421条 事項管轄権

合衆国において、事項管轄権 [subject-matter jurisdiction] に関する規則は、州裁判所と連邦裁判所の間で裁判管轄権を配分する。一般管轄権を有する州裁判所は、通常、あらゆる種類の訴えについて事項管轄権を有する。連邦裁判所の事項管轄権は、合衆国憲法によって定められた司法権の限度を超えることはできず、また——連邦最高裁判所の第一審 [original] 管轄権を例外として——議会によって付与されなければならない。

#### コメント

##### a. 事項管轄権

合衆国の法制度上、事項管轄権に関する規則は、連邦裁判所と州裁判所の間で管轄権を配分する。事項管轄権は国内法の問題であり、国際法は連邦裁判所と州裁判所の間での特定の配分を要求していない。しかしながら、国際法上の問題の存在は、一定の場合、連邦裁判所の事項管轄権を基礎づけうる（報告者

注3参照)。

b. 州裁判所

州裁判所の事項管轄権は州法によって規整される。合衆国の大部分の州は、一般管轄権をもつ裁判所に加えて、制限的な管轄権をもつもしくは複数の裁判所をおく。一般管轄権をもつ州裁判所は、通常、あらゆる種類の訴えについて事項管轄権を有し、州法、連邦法及び外国法に基づく訴えを審理することができる。一般管轄権をもつ州裁判所は、通常、連邦法に関わる紛争について事項管轄権を有するが、連邦裁判所の専属管轄権を定めた連邦制定法もある。その他の連邦制定法は、多くの場合、州裁判所に提起された民事訴訟の被告が連邦裁判所への事件移送を求めうる旨を規定する。

c. 連邦裁判所

連邦裁判所の事項管轄権は連邦法によって規整される。連邦裁判所は制限的な事項管轄権をもつ裁判所である。連邦裁判所は、連邦裁判所の事項管轄権が連邦憲法によって許容されており、また、下級連邦裁判所の場合は、事項管轄権が議会の制定した法令によって付与されていた場合にのみ、訴えを審理することができる。当事者は、事項管轄権の制限を放棄することができない。連邦裁判所は、一方当事者からの異議申立てがない場合であっても、事項管轄権の存否につき判断する義務を負う。

d. 連邦問題管轄権

合衆国憲法Ⅲ章は、「この憲法、合衆国の法律及び合衆国の権限に基づき締結された、又は将来締結される条約の下で発生する」事件について、連邦の管轄権を認めている。特定の制定法上の請求につき連邦裁判所の管轄権を認める個別の連邦問題法は少なくない。他の連邦法上の請求につき、一般連邦問題法（28 U.S.C. § 1331）は、「合衆国の憲法、法又は条約の下で生じるあらゆる民事訴訟」において、連邦地方裁判所に事項管轄権を与えていた。連邦最高裁判所は、§ 1331における「の下で生じる」という文言を、Ⅲ章の対応する文言よりも狭く解釈し、連邦問題が請求中の十分根拠づけられた主張中に示されている場合にのみ、管轄権を認めてきた。

## 資 料

### e. 外国人関係 [Alienage] 管轄権

合衆国憲法Ⅲ章は、「州又はその市民と、外国又はその市民もしくは臣民との間の」紛争について、連邦の管轄権を認めている。連邦州籍相違法（28 U.S.C. § 1332）は、外国人が当事者であって、係争額が75,000ドルを超える多くの民事事件につき、連邦地方裁判所に事項管轄権を認める。

### f. 外国が当事者である事件

外国主権免除法 (FSIA)、28 U.S.C. §§ 1330、1332(a)(2)～(4)、1391(f)、1441(d)、1602～1611は、外国に対する民事訴訟であって外国が免除を認められないものにつき、連邦地方裁判所に事項管轄権を与えていた（28 U.S.C. § 1330(a)；451～464条参照）。連邦地方裁判所は、原告である外国と、一州又は異なる複数州の市民との間の訴訟についても、係争額が75,000ドルを超える場合、事項管轄権を有する（28 U.S.C. § 1332(a)(4)）。

### g. 大使、外交使節及び領事に関わる事件

合衆国憲法Ⅲ章は、「大使、その他の外交使節及び領事に関わる全ての事件」につき、連邦の管轄権を認めている。一般に大使、外交使節及び領事は、州裁判所、連邦地方裁判所又は連邦最高裁判所において、原告として訴えを提起する選択権を有する。大使、その他の使節団構成員、領事及び副領事を被告とする訴えは連邦裁判所において提起されうるが、州裁判所では提起できない。さらに大使、外交使節及び領事は、外交関係に関するウィーン条約（Apr. 18, 1961, 23 U.S.T. 3227, 500 U.N.T.S. 95）、又は領事関係に関するウィーン条約（Apr. 24, 1963, 21 U.S.T. 77, 596 U.N.T.S. 261）、及び施行法の下で、民事訴訟又は刑事訴追から免除されうる。

### h. 海事法 [Admiralty] および海事の [maritime] 管轄権

合衆国憲法Ⅲ章は、「海事法および海事の管轄権に関するすべての事件」につき、連邦の管轄権を認めている（合衆国憲法Ⅲ章 2 条 1 項）。連邦議会は、海事法又は海事の管轄権に関する民事事件につき、「あらゆる事件において、原告がさもなくば認められるべき他のあらゆる救済を原告に留保して」、連邦地方裁判所に管轄権を認めた（28 U.S.C. § 1333(1)）。この「海事裁判権除外」条項は、原告に、コモンロー上の救済を、州裁判所において求めるか、連邦裁

## アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント(3)

判所において異なる事項管轄権の下で求めるかの選択権を与える。

### i. 請求の陳述不足による却下 [Dismissal for failure to state a claim]との区別

事項管轄権は事件を審理する裁判所の権限に関わるのに対して、請求の陳述不足による却下は本案についての判決を要する。連邦制定法が外国の当事者又は外国での行為に及ぶかは本案の問題であって、事項管轄権の問題ではない。

### j. その他の前提的原因に基づく却下

裁判所は、事件の本案を判断するについて事項管轄権を有していなければならぬが、却下するについては、本案に関わらない他の根拠を選ぶ裁量権をもつ。それゆえ裁判所は、対人管轄権の欠如やフォーラム・ノン・コンヴェニエンスを根拠として、事項管轄権の問題に触れることなく、訴えを却下してよい。

## 報告者注

### 1. 州裁判所の一般事項管轄権

州の裁判所制度は多様である。43の州は、一般管轄権をもつ裁判所に加えて、制限的管轄権をもつ裁判所を最低一つおく。一般事項管轄権をもつ州裁判所は、州法、連邦法及び外国法の下で生じる訴訟を審理しうる。Gulf Offshore 事件判決 (453 U.S. 473) は、「州裁判所は、議会が制定した別段の規定がある場合、又は連邦法上の請求と州裁判所による裁判との間に障害となる不適合がある場合を除き、連邦法上の訴訟原因に関して事項管轄権を行使しうる」という。一般事項管轄権をもつ州裁判所は、連邦憲法の最高法規条項の下で連邦法に基づく請求を審理する。一部の連邦法は連邦裁判所の専属管轄権を規定し、又はそう解釈されてきた。州裁判所で提起された訴訟は、それが第一審として連邦裁判所で提起できれば、被告の申立てにより連邦裁判所に移送されうる。

### 2. 連邦裁判所の制限的事項管轄権

連邦裁判所は制限的管轄権をもつ。連邦司法権が及ぶ紛争は連邦憲法Ⅲ章2条1項が明記する。下級連邦裁判所の管轄権は、制定法による管轄権付与の枠内の事項に制限される。連邦最高裁判所の第一審管轄権は、立法による施行を必要とせず連邦憲法により与えられるが、下級連邦裁判所の事項管轄権は議会が決定する。

## 資料

事項管轄権は連邦司法権への制約として機能するから、当事者の同意は重要でなく、当事者が手続の早期に管轄権への異議申立てを怠ってもこの要件の放棄にはならない。それにもかかわらず、外国国家による主権免除の放棄は連邦裁判所の事項管轄権を生じさせうる。なぜなら、外国主権免除法（FSIA）は、外国国家が免除を享有しない全ての訴訟に関して事項管轄権を認め、また外国国家は放棄した免除を享有しないからである（453条参照）。

連邦裁判所は、当事者からの異議申立てがない場合でも、事項管轄権の存否を判断する義務を負う。この義務は FSIA の下での外国に対する訴えにも及ぶ。

### 3. 連邦問題管轄権

合衆国憲法Ⅲ章は、連邦議会に、「この憲法、合衆国の法律、並びに合衆国の権限に基づき締結されたか将来締結される条約の下で発生する」事件に関して、連邦裁判所に事項管轄権を付与することを認める。1875年に連邦議会は、「合衆国の憲法、法律又は条約の下で発生するあらゆる民事訴訟」の事項管轄権を連邦地方裁判所に付与する 28 U.S.C. § 1331 の旧規定を制定することで、この権限を行使した。連邦最高裁判所は、連邦問題は、訴状で想定される防御として認められるのではなく、訴状中で十分に主張されている必要があると解釈した。しかし、このルールは憲法上要求されるものではない。Ⅲ章は、連邦問題が事件の「要素を構成する」場合に、連邦議会に連邦管轄権の付与を認める。連邦議会は、連邦最高裁判所に、連邦問題に関わる州裁判所判決を審査する権限を認め、連邦法上の防御主張に基づき一定の訴訟を連邦裁判所に移送することを認めた。

一般連邦問題管轄法は、特に条約の下で生じる民事訴訟に関する事項管轄権を認める。連邦裁判所は、§ 1331 の下で、慣習国際法違反を理由とする訴訟原因の認定を拒んできた。

### 4. 外国人関係管轄権

合衆国憲法Ⅲ章は、「州又はその市民と、外国又はその市民もしくは臣民との間の」紛争につき、連邦の管轄権を認める。もっとも連邦裁判所は、第11修正により、外国の市民又は臣民による合衆国の州に対する訴訟について管轄権

#### アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（3）

を有しない。合衆国の州は、外国が連邦裁判所で提起した訴訟についても免除される。Ⅲ章による外国人関係管轄権の付与は外国人間の訴訟には拡張されない。

連邦議会は、Ⅲ章に基づく権限を、係争額が75,000ドルを超える民事訴訟につき、28 U.S.C. § 1332 を制定することによって行使した。§ 1332(a) (2)は、連邦地方裁判所に、「州の市民と、外国の市民又は臣民の間の」紛争について、「地方裁判所が、州の市民と、合衆国において合法的に永住権を認められ、当該州に居住する外国の市民又は臣民の間の訴訟につき、本項の下で第一審管轄権を有しない場合を除き」、事項管轄権を認める。連邦最高裁判所は、§ 1332 (a) (2)は「完全な国籍相違」を要求し、紛争当事者双方に外国人が含まれる場合、当該法は適用されないとした。

§ 1332(a) (3)は、「異なる州の市民」の間の紛争で、「外国の市民又は臣民が共同当事者であるもの」につき、連邦地方裁判所に事項管轄権を認める。§ 1332(a) (3)は、外国人が追加的当事者となる異州市民間での州籍相違に基づくため、ほとんどの下級連邦裁判所は、紛争当事者の双方に外国人が含まれる場合、§ 1332(a) (3)は事項管轄権を排除しないと理解してきた（外国が当事者となる事件に関する議論につきコメント f 及び報告者注5 を参照）。

保険者を被告とする直接訴訟の場合を除き、会社は、それが設立された全ての州及び外国、ならびにその主たる事業地が所在する州又は外国の市民とみなされる。

#### 5. 外国が当事者である訴訟

合衆国憲法Ⅲ章による外国人関係管轄権の授権は、連邦議会に、合衆国の州もしくは合衆国市民と外国の間の事件につき、連邦裁判所への管轄権付与を許す（合衆国憲法Ⅲ章2条）。連邦議会は、28 U.S.C. § 1332(a) (4)において、「本章1603条(a)で定義された外国が原告であり、それと一州もしくは異なる複数州の市民」との間の事件で、かつ係争額が75,000ドルを超えるものにつき、事項管轄権を連邦地方裁判所に付与することにより、この権限を行使した。外国が被告である場合、28 U.S.C. § 1330(a)は、連邦地方裁判所に、「係争額にかかわらず、外国が免除を認められないあらゆる対人的救済の請求に関して、本章

## 資 料

1603条(a)で定義された外国に対する、陪審によらない民事訴訟の」事項管轄権を与える。28 U.S.C. § 1603(a)は、「外国」を、「外国の政治的下部組織又は外国の部局もしくは関係機関」を含むと定義する。FSIA の扱いにつき451～464条を参照。連邦裁判所の管轄権は専属的ではないため、州裁判所も外国が当事者となる事件を審理しうるが、訴訟がほんらい連邦裁判所で提起できた場合、被告は連邦裁判所への移送を求めることができる (28 U.S.C. § 1441)。

### 6. 大使、外交使節及び領事に関わる事件

合衆国憲法Ⅲ章2条は、「大使、その他の外交使節及び領事に關わる全ての事件」に関して連邦の管轄権を認める。外国の大使、その他の外交使節、領事、又は副領事が当事者である全ての訴訟につき、連邦最高裁判所は第一審の非専属的管轄権を有する (28 U.S.C. § 1251(b)(1))。また、大使を含め、「外国の領事もしくは副領事」及び「外交使節もしくはその（外交関係法2条で定義された意味における）家族構成員」に対する全ての事件につき、連邦地方裁判所は「州裁判所を排除した第一審管轄権」を有する (28 U.S.C. § 1351)。外国の大使、外交使節及び領事が当事者となる訴訟もまた、28 U.S.C. § 1332に基づく外国人関係管轄権付与の対象になりうる (コメントe及び報告者注4参照)。外国の大使、外交使節及び領事は、ウィーン外交関係条約及びウィーン領事関係条約の下で免除を享有する。両条約はいずれも自力執行条約であるが、連邦議会はウィーン領事関係条約を施行する法律を追加的に制定した (22 U.S.C. § 254 a ~ e 参照)。

### 7. 海事法および海事の管轄権

合衆国憲法Ⅲ章に基づく海事法及び海事の管轄権は、海事の契約、不法行為及び傷害を含み、公海のみならず、合衆国及び外国の可航水域も対象とする。

連邦議会は以下に関する管轄権を連邦地方裁判所に与えた。すなわち、(1)「全ての場合に、さもなくば認められるべき他の全ての救済を原告に留保して、海事法又は海事の管轄権に属するあらゆる民事事件」。及び(2)「合衆国に持ち込まれたあらゆる捕獲物、及び捕獲物として没収された財産の捕獲等確認判決 [condemnation] のための全ての手続」 (28 U.S.C. § 1333)。不法行為事件の場合、行為は可航水域で発生し、かつ海事活動に關わるものでなければならぬ

## アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（3）

い。契約事件の場合は、契約が海事の役務又は取引に関わるかどうかによる。

### 8. 請求の陳述不足による却下との区別

連邦最高裁判所は、事項管轄権の欠如と請求の陳述不足を区別してきた。事項管轄権は、事件を判断するための裁判所の制定法上又は憲法上の権能をいうのに対して、請求の陳述不足は本案についての判断を必要とする。連邦制定法が外国人や外国での行動にも及ぶかは本案の問題であり、事項管轄権の問題ではない。連邦裁判所は連邦法の地域的範囲を決定する事項管轄権を有する。裁判所が当該規定の適用がないと判断すれば、事項管轄権の欠如ではなく、救済付与の根拠となる請求の陳述不足により訴えを却下する。

### 9. 他の前提的原因に基づく却下

連邦裁判所は、事項管轄権及び対人管轄権の存在を決定しないと本案につき判断できない。しかしながら連邦裁判所は、本案審理を拒絶する事由を選択できる。連邦裁判所は、事項管轄権に立ち入ることなく、人的管轄権の欠如に基づいて訴えを却下してよい（422条参照）。これに代えて連邦裁判所は、事項管轄権の問題に触れることなく、フォーラム・ノン・コンヴェニエンスを根拠に訴えを却下してもよい（424条参照）。

### 10. 以前のリストイメント

第3版は、裁判管轄権行使の条件としての事項管轄権を取り上げていない（同421条注釈j、401条注釈c参照）。本条は、国際事件に適用されうる連邦及び州の事項管轄権に関する法をリストイメントするものである。

（中野 俊一郎）

#### 422条 人的管轄権 [Personal Jurisdiction]

- (1) 合衆国の裁判所は、人的管轄権を有する場合に限って管轄権を行使する。
- (2) 合衆国憲法の適正手続条項は、法廷地との関連が十分にあり、管轄権の行使が合理的であることを要求する。
- (3) 前項に定める制約に服することを条件として、

## 資料

- (a) 州法は州裁判所による人的管轄権の行使を認める。また、
- (b) 連邦民事訴訟規則は、適切な送達又は送達の放棄が、連邦裁判所の人的管轄権を基礎づけることを規定する。

## コメント

### a. 適正手続

合衆国の裁判所は、「訴訟の係属がフェア・プレイと実質的正義の伝統的概念を損なわないような、(法廷地との) 最小限の関連」を有する州外の被告に対して、人的管轄権を行使しうる (International Shoe Co. v. Washington, 326 U.S. 310, 316 (1945))。従って適正手続の分析は、関連という枝と合理性という枝をもつ (Asahi Metal Indus. Co. v. Superior Court, 480 U.S. 102 (1987) 参照)。連邦最高裁判所は、長年にわたり、最小限の関連及び合理性という基準をさまざまな形で精緻化させてきたのであり、それらは進化を続けている。

人的管轄権は、対人管轄権 [Jurisdiction in personam]、対物管轄権及び準対物管轄権という形をとる。Shaffer v. Heitner, 433 U.S. 186, 207 (1977) ([抵触法第2リストメント56条導入部注釈を引用しつつ] 「『物に対する裁判管轄権』という表現は、人が物について有する利益に対する管轄権をさす慣習的省略方法である」という) 参照。対人管轄権と同じく、対物管轄権及び準対物管轄権は適正手続の基準に服する (Id. at 212)。

### b. 放棄と同意

人的管轄権の要件は放棄可能な個人の権利である。従ってそれは、放棄不能な事項管轄権の要件とは異なる (421条注釈c 参照)。連邦民訴規則12条の適用上、時機に遅れて主張された人的管轄権の欠如は防御権の放棄となる。また当事者は、準拠法に従い、特定裁判所の管轄権に服することを合意しうる。

### c. 一般管轄権と特別管轄権

連邦最高裁判所は、人的一般管轄権と人的特別管轄権を区別してきた。一般管轄権を行使する裁判所は、被告に対するいかなる請求も全て裁判することができる。一般管轄権は、当事者が、法廷地領域内に実質上「本拠をもつ」とい

#### アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント(3)

えるほど十分な関連を有する場合に、認められる。また一般管轄権は、被告が自然人であり、法廷地内で直接に訴状の送達を受けた場合にも認められる。特別管轄権を行使する裁判所は、特定の請求、とりわけ被告の法廷地との関連に関係して、又はそれから生じた請求についてのみ、裁判することができる。

##### d. 合理性

人的管轄権の行使は、複数の要因に照らした合理性の審査に適合するものでなければならない。そこでいう複数の要因は、被告の負担、救済を受けるについての原告の利益、法廷地州の利益、他の州もしくは国家の利益、及び紛争の最も実効的な解決を得るについての司法制度の利益を含む。一般管轄権と特別管轄権は、いずれも適正手続条項の合理性要件に服する。もっとも、一般管轄権について要求される関連は通常これらの要件を充たすため、合理性は、典型的には特別管轄事件でのみ、人的管轄権に関する独立のチェックとして機能する。

##### e. 財産に基づく管轄権

合衆国の裁判所は、法廷地領域内に財産が所在することに基づいて、人的管轄権を使用することができる。対物管轄権は、裁判所に、対象財産に関する全ての者の利益について裁判することを許す。準対物管轄権は、裁判所に、対象財産に関する特定の者の利益について、又は、財産の仮差押えにより、財産所有者に対する、当該財産に関係しない請求について、裁判することを許す。対人管轄権と同じく、対物及び準対物管轄権は適正手続の要件に服する（注釈a参照）。

##### f. 制定法上の授権

各州は、州内に居住しない被告に対する州裁判所の人的管轄権を規整するロングアーム法を採用してきた。連邦裁判所については、連邦民訴規則4条(k)が、召喚状の送達又は送達放棄書の提出が、以下の場合に、被告に対する対人管轄権を成立させるとの定めをおく。すなわち、(1)被告が、連邦地方裁判所の所在地州で一般管轄権を有する裁判所の管轄権に服する場合、(2)被告が共同当事者であって、召喚状が発布された場所から100マイル以内の場所で送達を受けた場合、(3)連邦制定法により認められた場合、又は(4)請求が連邦法の適用に

## 資 料

基づくものであり、被告が他のいかなる州の一般管轄権を有する裁判所の管轄権にも服せず、かつ、管轄権行使が合衆国の憲法及び法に反しない場合。

### 報告者注

#### 1. 國際法の下における裁判管轄権

免除を別として、一般に慣習国際法は裁判管轄権に制約を課していない。過剰な人的管轄権が行使されれば、他国はそれに基づく判決の承認・執行を拒絶しうる（483条(b)参照）。しかしそれは、人的管轄権行使の慣習国際法違反を証明するものではない。人的管轄権の行使を規定・制約する条約や超国家的規則を採用する国もある（例えばブリュッセルI（Recast）規則、ルガノ条約を参照）。これらの取決めは、他の加盟国や条約当事国の居住者に対する過剰な人的管轄権行使を禁じるが、それ以外の者に対する行使は許容している。合衆国はこのような条約に加盟していない。

#### 2. 最小限の関連

合衆国憲法第5修正及び第14修正の適正手続条項は、被告が法廷地との間に「一定の最小限の関連」を有することを要求する。州裁判所が人的管轄権を行使する場合、第14修正の適正手続条項は法廷地州との十分な関連を要求する。連邦裁判所が人的管轄権を行使する場合、第5修正の適正手続条項は、合衆国全体との十分な関連に基づいて人的管轄権の行使を許容しうる。連邦最高裁判所はこの問題を取り上げていない。下級連邦裁判所は、いくつかの場合に国家的関連審査を採用したが、連邦裁判所が州のロングアーム法によった場合には採用しなかった。

#### 3. 放棄と同意

人の管轄権の要件は個人の権利に関わるから放棄されうる。連邦民訴規則12条(g)(h)の適用上、人的管轄権の欠如は、公判前の申立て、答弁や応答の訴答において時機に遅れず主張しなければ防御権の放棄とされうる。

契約当事者は、専属的又は非専属的な法廷地選択条項により、任意の裁判所の管轄権に服することを事前に合意できる。専属的法廷地選択条項で選択されなかった裁判所は、訴えを却下しなければならない（424条参照）。

#### アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（3）

州裁判所において、法廷地選択条項の執行可能性は州法で規定される。州籍相違事件の場合、連邦裁判所が合衆国内の裁判所を選択する条項の執行可能性を州法、連邦法のいずれで決めるかにつき、連邦控訴裁判所の判断は分かれれるが、外国裁判所を選択する条項の執行可能性の判断について、控訴裁判所は一致して連邦法を適用する。単純に考えれば、連邦法は、外国裁判所の選択条項及び合衆国裁判所の選択条項の両方を規定すべきである。法廷地選択条項の執行可能性を決めるに先立ち、裁判所は、どの請求が当該条項に含まれるか、それが専属的か非専属的かを決めるために、当該条項の解釈を行う。連邦控訴裁判所の多くは、法廷地選択条項の解釈は、その執行可能性とは異なり、当事者が選択した法によるという。

一部の州は、州外企業による事業登録及び訴状送達のための代理人指名を、人的管轄権に服する同意とみなしてきた。適正手続条項は、代理人の指名が、被告と法廷地との関連に関わる請求につき、特別管轄権への同意として働くことを許すと思われる。

#### 4. 被告の法廷地との関連に基づく一般管轄権

一般管轄権は、被告に対するあらゆる請求の審理を裁判所に許す。一般管轄権を判断する裁判所は、被告が法廷地と「継続的かつ組織的な一般取引上の関連」をもつかを審査してきた。連邦最高裁判所は、被告の法廷地との関係は、「そこを実質的な本拠とするほどに『継続的かつ組織的』」でなければいけないとして、一般管轄権の審査を狭くした。このアプローチの下では、個人はドミサイルに基づく一般管轄権に服し、企業は設立地又は主たる事業地の一般管轄権に服する。例外的な場合、企業は、その州での活動が非常に実質的であり、そこを本拠とするようなものであれば、一般管轄権に服しうる。

#### 5. 法廷地における送達に基づく一般管轄権

連邦最高裁判所は、法廷地に一時滞在する自然人への直接送達は人的管轄権を基礎づけうるとした。しかしながら、州内に一時滞在する会社役員への訴状送達は、会社に対する人的管轄権を基礎づけるには足りない可能性がある。

#### 6. 特別管轄権

被告と法廷地との関連から生じた訴訟で州が人的管轄権を行使する場合、そ

## 資 料

の州は被告に対して「特別管轄権」を行使する。特別管轄権は、「それによつて被告が法廷地州内で活動を行い、法廷地州法の利益及び保護を主張する特権を意図的に利用するような、何らかの行為」を必要とする (Hanson v. Denckla, 357 U.S. 235, 253 (1958))。「企業は、その代理店又は販売店にそこで活動を指示することで、法廷地を意図的に利用しうる。」(Daimler, 134 S.Ct. 759 n.13)。不法行為の場合、特別管轄権は、「法廷地との必要な関連を創出する被告の意図的行為によって基礎づけ」られうる (Walden v. Fiore, 134 S.Ct. 1115, 1123 (2014))。差止命令に関して下級裁判所は、「裁判所の命令を知りながら、差止めを命じられた当事者を積極的に帮助し、教唆する者に対して、裁判所は管轄権を行使しうる」という。

特別管轄権を認められる訴訟は、「被告の法廷地との関連から、またはそれとの関係において生じた」ものでなければならない。離婚訴訟の管轄権は、相手方配偶者が所在しない場合であっても、申立人のドミサイルによって基礎づけられうるが、子の養育費請求については、法廷地とのより強い関連が求められる。

### 7. 合理性

International Shoe 事件判決 (326 U.S. 316) は、被告に対する人的管轄権の行使は、「フェアプレイと実質的正義の伝統的觀念」に反するものであつてはならないとした。その後の判例はこれを「合理性」要件の一つとする。Asahi Metal 事件判決 (480 U.S. 113) によると、合理性は以下の複数要因で定まる。すなわち、(1)被告への負担、(2)救済を得るについての原告の利益、(3)法廷地州の利益、(4)紛争の最も効率的な解決を得るについての州際司法システムの利益、(5)基本的実体社会政策の促進について複数州が共有する利益。国際事件の場合、外国で防御を強いられる者の負担が重視されなければならない。また、管轄権行使により自らの利益に影響を受ける他の国や手続的・実体的政策への配慮が必要である、と。International Shoe 事件判決は、「フェアプレイと実質的正義」の合理性要件が、特別管轄権、一般管轄権の両方に妥当すると考えたように見えるが、関連に基づく一般管轄権の場合、関連性は一般に合理性審査を満足させるから、合理性審査は特別管轄権が問題となる場合に行われるべきものだ。

## アメリカ合衆国対外関係法第4リストイメント（3）

連邦最高裁判所は、同じ合理性要件が法廷地での送達に基づく一般管轄権にも適用されるかを明示していない。

### 8. 財産に基づく管轄権

Shaffer 判決（433 U.S. 199）は、「領域内に所在する財産に対する裁判所の権限に基づく」人的管轄権を認めた。真の対物管轄権は、「対象財産に関する全ての者の利益」を裁判することを裁判所に許す。準対物管轄権の一方は、裁判所に、対象財産に関する「特定の者の利益」を裁判することを許す。他方は裁判所に、財産の仮差押え（attachment）又はこれに類した手続により、財産所有者に対する当該財産とは無関係の請求を裁判することを許す。対物・準対物管轄権は適正手続に服する。仮差押管轄権に関わる事件で請求が財産と関連しない場合、適正手続は、対人管轄権と同様に最小限の関連及び合理性を要求するであろうが、管轄裁判所が債務の存在を確定した以上、被告財産が所在する州が当該債権を実現することに問題はないように思われる。対物・準対物管轄権に基づく判決の効力は管轄権を基礎づける財産に制限され、出廷していない財産所有者に人的責任を課すものではない。

### 9. 州の管轄法

全ての州は、非居住者である被告に対する州裁判所の人的管轄権を規整するロングアーム法を採用してきた。多くの州は、適正手続の制限内で人的管轄権を認めることにより、人的管轄権に関する制定法上の制限を審査する必要を省いている。他の州は、裁判所が人的管轄権行使しうる状況を列挙する。一部の州法は、コモンロー上用いられてきた付加的な人的管轄権原因による可能性を認める。

### 10. 連邦民事訴訟規則4条(k)

連邦裁判所による対人管轄権行使を規整する、連邦の一般ロングアーム法はない。それに代えて連邦民訴規則4条は、召喚状の送達又は送達放棄書の提出が、以下の場合に被告に対する対人管轄権を成立させるという。第一に、4条(k)(1)(A)は、連邦地方裁判所に所在地州のロングアーム法の借用を許す。第二に、4条(k)(1)(B)は、召喚状の発布地から100マイル以内の場所で送達を受けた共同被告に対する対人管轄権を認める。第三に、4条(k)(1)(C)は、地

## 資 料

方裁判所に対し、連邦法が認めた場合に對人管轄権の行使を許す。多くの連邦法は、被告が事業を行うか所在する場所であれば、どこでも訴状の送達を認め  
る。第四に、4条(k)(2)は、人的管轄権を認める州のロングアーム法も連邦法もない場合、連邦問題事件の對人管轄権行使を連邦地方裁判所に許す。連邦議会は、Omni Capital 事件判決 (484 U.S. 97) で明らかになった管轄権の欠缺を、4条(k)(2)で埋めようとした。この規定は、(1)請求が連邦法に基づくもので、(2)被告が一般管轄権を有する州裁判所の管轄権に服さず、(3)管轄権行使が合衆国憲法及び法に適合する、という3要件をおく。

### 11. 以前のリストメント

第3版421条は、民事事件の人的管轄権につき、適正手続に関する連邦最高裁判所判例にならった国際的な規則及びガイドラインを示していたが、本条は専ら合衆国国内法としての人的管轄権規則をリストメントしている。

(中野 俊一郎)

- \* Restatement of the Law Fourth, The Foreign Relations Law of the United States copyright © 2018 by The American Law Institute (ALI). This translation is made, published, and distributed with the authorization of ALI; however, the translators bear the sole responsibility for the accuracy of the translation. This translation has been made for academic purposes only. All rights are reserved. The English version of this work is available from the ALI website at [www.ali.org](http://www.ali.org)
- \* アメリカ法律協会 (ALI) 「アメリカ対外関係法第4リストメント」(2018年)。  
本翻訳は ALI の許諾を得て、作成、公表並びに頒布されたものである。ただし、その正確性に関しては、翻訳者が全責任を負うものとする。また、本翻訳は学術研究のみを目的としており、全ての権利は留保される。本著作物の英語版は ALI のウェブサイト ([www.ali.org](http://www.ali.org)) から入手可能である。